主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人後藤衍吉の上告趣意(後記)は、結局原審の是認した第一審判決の事実認 定と刑の量定を非難するに帰するから論旨一、二点とも明らかに刑訴四〇五条の上 告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を適用すべきものとは認めら れない。

よつて同四一四条三八六条一項三号、一八一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年六月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	产	藤	悠		輔
	裁判官	岩	松	Ξ		郎